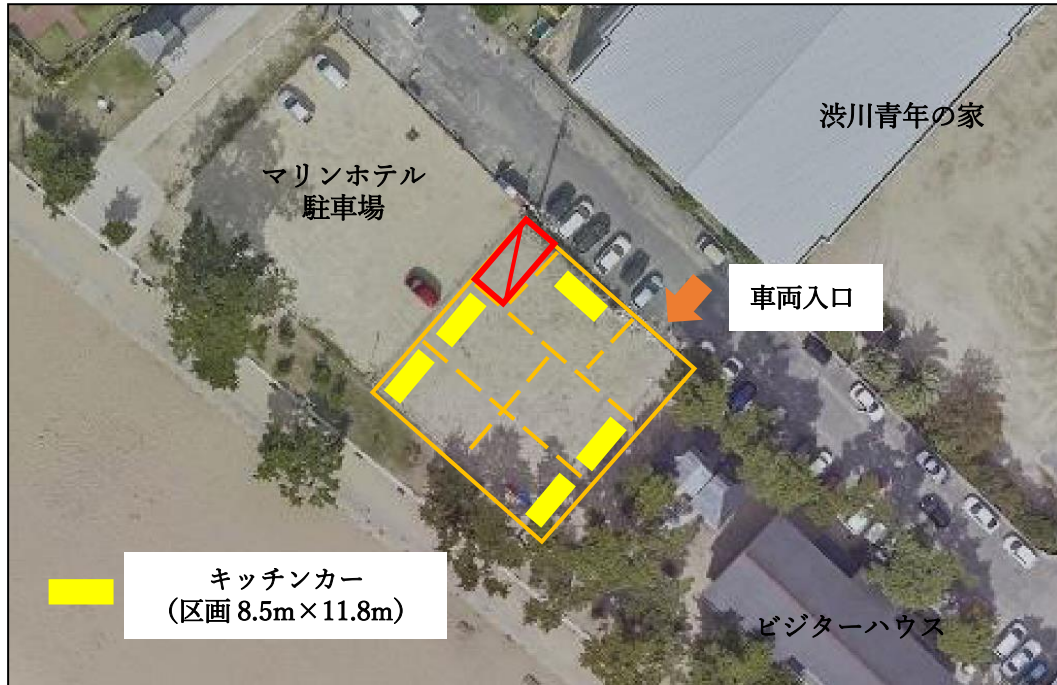


渋川海水浴場海の家募集要項

1 場所

玉野市渋川2丁目地内



2 利用面積及び区画数

- (1) 利用面積 1区画 100.3㎡ (8.50m×11.80m)
- (2) 区画数 5区画

3 使用目的、利用条件及び利用の取消

(1) 使用目的

渋川海水浴場海の家

【飲食】 玉野市内での飲食販売の営業許可（県内一円・県下一円）を取得し、岡山県内保健所で許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車。（営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。）テントでの飲食出店は行わずキッチンカーのみ出店対象とする。

【共通】 以下の既存売店が取り扱う販売物等に該当する行為は行わない。

- ア 浮き輪等販売及びレンタル
- イ パラソル販売及びレンタル
- ウ 釣り堀

(2) 条件

- ア 海の家出店及び瀬戸内海国立公園等に係る法令を遵守し、必要な手続きを必ず行うこと
- イ 海の家出店に係る電気の引き込み等が必要な場合は自費で行うこと
- ウ イス及びテーブル、ゴミ箱を区画内に設置すること。なお、ゴミは各自で処理すること

- エ 毎日営業開始前及び終了時に会場及び周辺の清掃を行うこと。
利用期間満了時には改めて利用区画及び周辺を清掃し、現状回復すること
- オ 野生動物へ餌付けを禁止し、餌場をつくらないようにすること
- カ 食品賠償保険等の食中毒に対応した保険に加入すること
※万が一食中毒が発生した場合は、食中毒につながる物を取り扱った出店者様の自己責任となります。主催者はその責を一切負いません。
- キ 売上の報告を必ず行うこと
※なお、主催・事務局にて売り上げの保証は致しません。
- ク 主催者ホームページを始めとする広報を目的として、イベント場内を撮影し使用することを承認すること
- ケ 都合により出店できない場合は前日までに事務局まで連絡すること
※原則、営業期間及び時間内は出店することを要望します。
- コ アルコール類を提供する場合、「未成年及びドライバーへの販売は行わない」「飲酒した場合に海には入らない」旨を見えやすい位置に明確に掲示すること
- サ その他、渋川海水浴場運営協議会（以下「当協議会」）の指示に従うこと

(3) 利用の取消

次の場合は、利用を取り消すことがある。

- また、利用の取消による損害については、当協議会は一切賠償の責任を負わないものとする。
- ア 利用料を期日までに納付しないとき
 - イ 使用目的以外に使用したとき
 - ウ 利用する土地を他に転貸したとき
 - エ 土地の現状を変更したとき
 - オ 土地の使用にあたり、危険、有害な設備を設け、又は近隣の迷惑となるような行為をしたとき
 - カ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているとき
 - キ 玉野市暴力団排除条例（平成 24 年玉野市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と判明したとき、又は暴力団員等により経営が支配され、若しくは暴力団員等が経営及び運営に関与したと認められたとき
 - ク その他、当協議会の指示に従わなかったとき

4 利用期間（営業時間）

令和 6 年 7 月 13 日（土）から同年 8 月 25 日（日）まで

営業時間：9 時から 16 時まで 毎日 16 時 30 分までに撤収及び清掃を完了させる

開錠：8 時 45 分 施錠：16 時 30 分

8:45 開錠

9:00 営業開始

16:00 営業終了

16:30 撤収及び清掃を完了、事務局が施錠

5 利用料 以下の通り7～9日間毎の利用料金を定める。複数期間出店することを妨げない。

1区画・1期間あたり 消費税等含まず

期間	日数	利用料	備考
7月13日(水)～7月21日(日)	9	20,000円	天候不順リスクを考慮
7月22日(月)～7月28日(日)	7	20,000円	
7月29日(月)～8月4日(日)	7	30,000円	
8月5日(月)～8月11日(日)	7	40,000円	
8月12日(月)～8月18日(日)	7	70,000円	
8月19日(月)～8月25日(日)	7	20,000円	

・上記の他、電気使用料金として1,000円/日/区画(消費税含まず)のお支払いをお願いします。

6 申込方法等

(1) 申込資格

- ア 誓約書に同意できる事業者又は個人
- イ 市税等の滞納がないこと
- ウ 利用の取消条件に当てはまらないこと
- エ 令和6年4月1日現在で、18歳に達していること。ただし、法人等については、その代表者がこれを満たしていること。

(2) 申込条件

- ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない
- イ 振込手数料等を含む、申込に関して必要な費用はすべて申込者の負担とする

(3) 申込期間

- 第1次 令和6年4月1日(月)から同年4月15日(月)まで(必着)
(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日・祝日を除く。)
- 第2次 令和6年5月1日(水)から同年5月10日(金)まで(必着)
(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日・祝日を除く。)

(4) 申込に必要な書類

- ア 渋川海水浴場海の家出店申込書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 移動販売車営業許可書 一式のコピー(県内一円・県下一円の営業許可証)
- エ 身分証明書、ただし申込者が法人の場合は、登記事項全部証明書
(発行から3か月以内のものに限る)
- オ その他補足資料に関わるもの

(5) 提出方法及び申込に必要な書類の提出先

申込書類は、持参又は郵送により提出

〒706-0002 岡山県玉野市築港1丁目1番3号 産業振興ビル1階 玉野市観光協会
渋川海水浴場運営協議会事務局 宛て

7 利用候補者の決定方法

当協議会における審査会により決定する。審査基準は（別紙1）のとおり。審査の結果、最低基準点に満たない場合は候補者の対象外とする。

また、申込者数が利用区画数を超えた場合は審査会による審査点が高い順に決定する。利用区画数に対して利用可能数以上の事業者が同じ審査点となった場合は抽選により決定する。審査結果及び抽選日については別途申込者あてに通知する。

8 特記事項

渋川海水浴場開設期間は、令和6年7月13日（土）から同年8月25日（日）までとする。

ただし、環境省の定める水浴場水質判定基準により不適とされたとき、又は自然災害等により海水浴場の開場が不適と判断したときは、海水浴場を閉鎖する場合があります。その場合には納付済みの出店料については返還いたしません。

出店場所は後日改めてご連絡いたします。

9 問い合わせ先

渋川海水浴場運営協議会事務局

（岡山県玉野市築港1丁目1番3号 産業振興ビル1階 玉野市観光協会内）

TEL：0863-21-3486

Mail：info@tamanokankou.com

営業時間：8時30分～17時（水曜日・祝日休み）